

規制の事前評価書

1 規制の名称

一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止

2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成25年3月

(2) 分析対象期間

平成24年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行制度においては、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に該当する者に対する運転免許（以下「免許」という。）の取消処分等を行う際には、一定の病気等に該当するか否かを判別するための専門的知識を有する医師の判断を踏まえた上で処分を行っているところである。

しかしながら、専門医の人的体制等の制約により、一定の病気等に該当する疑いのある者を把握してから臨時適性検査の結果を踏まえて免許の取消し等を行うまでには一定の期間を要することから、その間に一定の病気等に起因する交通事故が発生するのを未然に防止する必要がある。

(2) 規制の内容

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、免許を受けた者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、その者の免許の効力を暫定的に停止することができることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条（臨時適性検査）、第103条（免許の取消し、停止等）及び第104条の2の3（臨時適性検査に係る取消し等）

6 想定される代替案

公安委員会は、免許を受けた者が一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、一定の病気等に該当するか否かが判明するまでの間は、その者に対し、自動車

等の運転を控えるよう任意の協力を求めることとする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、一定の病気等に該当する者であることが疑われることを理由に免許の効力の暫定的停止を受けた者は、免許の効力が停止されている間、自動車等の運転をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が生じるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。

代替案については、一定の病気等に該当することが疑われる者は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止事務が発生するが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案については、一定の病気等に該当する疑いがある者に対して、自動車等の運転を控えるよう協力を求めるための事務が発生するが、既存の手続と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、新たな社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、免許を受けた者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、その者の免許の効力を暫定的に停止することにより、臨時適性検査の結果を踏まえて取消処分等を行うまでの間に病気等に起因する交通事故が発生するのを防止することが可能となる。

代替案については、自動車等を運転するのを控えた場合には日常生活に支障を生じることが考えられるため、任意に運転を控えるよう協力を求めるのみでは、その者が公安委員会の要請に従い運転を控えることを期待できず、交通事故の発生を防止できないおそれがある。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用はほとんど生じないのに対し、便益の点では、一定の病気等に該当する疑いがある者が、病気を原因とする交通事故を起こすのを防止する効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、両者ともに費用はほとんど生じないのに対し、便益の点では、一定の病気等に該当する疑いがある者による交通事故の防止効果が期待できる改正案は、代替案よりも便益が大きいということが出来る。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成24年6月から10月にかけて「一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長：藤原静雄中央大学法科大学院教授)において、一定の症状等に係る運転免許制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年10月に提言が取りまとめられたところ、同提言において、本規制を導入すべきである旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況、一定の病気等に起因する交通事故の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお一定の病気等に該当する疑いのある者による交通事故を防止することが困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。